



# 資 料



(資料1)

産業廃棄物処理業界における労働災害の現況

1 各業種における度数率・強度率の推移

業種 区分	平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年	
	度数率	強度率								
全産業	1.75	0.16	1.72	0.14	1.80	0.14	1.82	0.18	1.79	0.13
林業	7.61	0.13	5.47	0.07	2.47	0.06	不明	不明	不明	不明
鉱業	1.74	0.62	1.13	0.75	1.37	0.42	2.76	1.77	3.40	0.57
建設業 (総合工事業)	1.11	0.37	1.32	0.39	1.44	0.30	1.10	0.70	1.61	293.3
製造業	1.10	0.13	1.00	0.10	1.02	0.12	1.02	0.12	0.97	0.10
運輸通信業	3.76	0.32	4.06	0.42	4.54	0.30	4.69	0.47	4.71	0.25
電気、ガス、 熱供給、 水道業	0.58	0.04	0.60	0.07	0.43	0.04	0.46	0.01	0.70	0.04
卸売、小売業 飲食店	1.64	0.15	1.52	0.03	1.69	0.05	1.78	0.10	1.54	0.07
サービス業	4.17	0.13	4.36	0.16	3.65	0.22	3.74	0.22	4.11	0.25
廃棄物処理業 (産業廃棄物 処理業を含む)	13.64	0.20	13.86	0.45	13.92	0.24	11.87	0.22	15.59	0.41

注 資料出所 厚生労働省「労働災害動向調査」による。

## 2 廃棄物処理業の事故型別死傷者数

区 分	平成11年		平成12年		平成13年度	
	死傷者数	割合 (%)	死傷者数	割合 (%)	死傷者数	割合 (%)
転落・墜落	179	19.5	216	23.2	211	20.7
転 倒	97	10.6	103	11.1	115	11.3
激 突	63	6.9	56	6.0	60	5.9
飛来・落下	96	10.4	93	10.0	95	9.3
崩壊・倒壊	19	2.1	16	1.7	13	1.3
激突され	54	5.9	60	6.5	68	6.7
挟まれ・巻き込まれ	179	19.5	190	20.4	214	21.0
切れ・こすれ	47	5.1	45	4.8	55	5.4
踏み抜き	6	0.7	2	0.2	6	0.5
おぼれ	1	0.1	—	—	—	—
高温・低温の物との接触	20	2.2	20	2.2	23	2.3
有害物等等との接触	14	1.5	7	0.8	9	0.9
感 電	—	—	—	—	—	—
爆 発	5	0.5	7	0.8	1	0.1
破 裂	3	0.3	—	—	—	—
火 災	6	0.7	2	0.2	—	—
交通事故（道路）	36	3.9	28	3.0	31	3.0
交通事故（その他）	—	—	1	0.1	—	—
動作の反動、無理な動作	89	9.7	77	8.3	109	10.7
その他	2	0.2	5	0.5	6	0.6
分類不能	3	0.3	2	0.2	1	0.1
合 計	919	100	930	100	1017	100

注 資料出所 中央労働災害防止協会「安全衛生年鑑」による。  
 災害は、休業4日以上を示す。（年は、1月から12月の統計である。）

### 3 産業廃棄物処理過程における事故発生状況

#### ア 事故原因

原因	割合 (%)
性状等の情報不足	53
不完全な安定化処理	35
分別、表示の不足	33
容器の形態不良	8
その他	3

注 合計が100%以上になるのは、事故1件あたりの原因要素が複数記載されているためである。

#### イ 事故内容

内容	割合 (%)
火災と爆発	50
ガス発生	17
漏えい	9
人身事故	9
発熱	6
その他	9

#### 火災と爆発の現象 (%)

・廃棄物が反応し発火・引火	37
・プレス、破砕機での作業中	26
・可燃性ガス密閉物が混入、焼却	19
・その他	18

#### ウ 特性格

特性	割合 (%)
混合危険性	23
引火性	20
爆発性	12
水との反応性	9
容器の不適切	9
腐食性	8
自然発火性	8
その他	11

#### 混合危険性物質での事故事例

- ・アルミスラッジとアルカリスラッジが反応し水素ガスが発生、廃油に引火
- ・廃液タンク内の残留物と反応しガス発生
- ・他の廃棄物と混合中にガス発生
- ・廃油ドラム缶に過酸化剤投入、運搬中に反応し、ドラム缶の天蓋がはね廃油

エ 業種別

業 種	割 合 (%)
化学工業	42
石油精製	5
電子工業	5
塗装業	5
病 院	5
メッキ工業	3
学 校	3
市役所	3
電池製造業	3
その他	27

化学工業の事故起因廃棄物 (%)

・ 廃油	54
・ 廃液 (溶剤、アルカリ)	11
・ 廃農薬・試薬	7
・ 汚泥等	7

オ 処理工程別

工 程	割 合 (%)
前処理	38
焼 却	18
運 搬	12
保 管	11
その他	21

前処理工程の作業内容 (%)

・ 処理中	30
・ 破碎中	28
・ 混合処理中	20
・ 保管中	12

データ出所

- 1 (社) 全国産業廃棄物連合会が平成11年に実施したアンケート結果による。
- 2 調査の対象は、(社) 全国産業廃棄物連合会の中間処理部会員で焼却部会に登録している56社とする。
- 3 事故事例の対象は、平成8年から平成10年の3年間に発生した、66件の事故事例とする。

資料出所

(社) 全国産業廃棄物連合会「産業廃棄物処理過程における災害防止セミナー」テキスト (平成11年10月版)

(資料2)

法規体系

法規	内容	例
法律	国会の議決を経て成立する	●労働安全衛生法 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ●大気汚染防止法
政令 (総理府令)	法律を実行するために内閣が制定する	●労働安全衛生法施行令 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 ●大気汚染防止法施行令
省令	各省大臣が所管する業務を遂行するために発する	●労働安全衛生規則 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 ●大気汚染防止法規則 ●クレーン等安全規則
告示	国の機関が必要事項を一般的に知らせるために発する。 (命令を含む)	●フォークリフト構造規格 ●作業環境測定基準 ●移動式クレーンの定期自主検査指針
通達	国の機関が地方自治体等に対し文書で出す命令や示達	●清掃事業における労働災害の防止について ●熱中症の予防について ●ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について
条例	地方公共団体の長が公布するもの	●生活環境の保全等に関する条例

(資料3)

産業廃棄物処理業における適用法令

区分	法律・施行令・規則・関係法	
安全	・労働安全衛生法	
	・労働安全衛生法施行令	
	・労働安全衛生規則	
	・労働安全衛生法関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボイラー及び圧力容器安全規則</li> <li>・クレーン等安全規則</li> <li>・有機溶剤中毒予防規則</li> <li>・鉛中毒予防規則</li> <li>・特定化学物質等障害予防規則</li> <li>・酸素欠乏症等防止規則</li> <li>・粉じん障害防止規則</li> <li>・化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針（MSDS）</li> </ul>
	・じん肺法	
	・じん肺法施行規則	
	・その他（通達）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通労働災害防止のためのガイドライン</li> <li>・清掃事業における労働災害の防止について</li> <li>・熱中症の予防について</li> <li>・廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について</li> </ul>
環境	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	
	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	
公害	・大気汚染防止法	
	・騒音防止法	
	・水質汚濁防止法	
	・振動規制法	
その他	・消防法	
	・毒物及び劇物取締法	
	・高圧ガス保安法	

(資料4)

厚生労働省通達～清掃事業における労働災害の防止について

基発第123号

平成5年3月2日

標記については、昭和57年7月28日付け基発第499号「清掃事業における労働災害の防止について」に示す「清掃事業における安全衛生管理要綱」により、その推進を図ってきたところであるが、労働安全衛生関係法令の改正、ごみ処理施設における爆発災害の発生等の状況にかんがみ、同要綱を見直し、今般、別添1のとおり「清掃事業における安全衛生管理要綱」を定めたので、これに基づき、都道府県の環境衛生主管部局、事業者団体等との連絡協議の場、集団指導、監督指導等を通じて、清掃事業を行う地方公共団体及びその委託に係る清掃事業者その他関係者に対し、その周知徹底を図り、清掃事業における安全衛生対策のなお一層の推進に努められたい。

なお、昭和57年7月28日付け基発第499号は廃止する。

おって、この件に関しては、厚生省及び自治省に対して、別添2のとおり、それぞれ要請したので申し添える。

別添1

清掃事業における安全衛生管理要綱

第1 目的等

1 目的

この要綱は、労働安全衛生関係法令と相まって、安全衛生管理体制の整備、安全衛生教育の実施、安全衛生作業基準の確立等の積極的な推進により清掃事業における労働者の安全と健康を確保することを目的とする。

2 事業者等の責務

事業者は、単にこの要綱に定める基準を守るだけでなく、快適な職場環境の形成に努めるものとする。

事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第15条に規定する「元方事業者」に該当するときは、労働安全衛生関係法令に違反しないよう指導等を行うとともに安全衛生に関する必要な情報の伝達に努めるものとする。

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するよう努めるものとする。

第2 安全衛生管理体制の整備等

1 安全衛生管理体制の整備

(1) 総括安全衛生管理者の選任

常時100人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者を選任すること。

(2) 安全管理者及び衛生管理者の選任

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、所定の資格を有する者の

うちから法第11条及び法第12条に規定する安全管理者及び衛生管理者を選任し、その職務を励行させること。

この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

(3) 安全衛生推進者の選任

常時10人以上50人未満の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第12条の2に規定する安全衛生推進者を選任し、その職務を励行させること。

この場合、できるだけごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場ごとに選任すること。

(4) 産業医の選任

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第13条に規定する産業医を選任し、その職務を励行させること。

(5) 安全衛生委員会等の設置

常時50人以上の労働者を使用する清掃事業にあつては、法第17条及び第18条（又は第19条）に規定する安全委員会及び衛生委員会（又は安全衛生委員会）を設置し、月1回以上開催し、所定の事項を審議させる等その活動の促進を図ること。

なお、上記以外の場合にあつても労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第23条の2の規定により安全衛生の委員会、職場懇談会等の関係労働者の意見を聴くための機会を設けるように努めること。

2 保護具等の整備

清掃事業の災害に多く見られるごみの中のガラス、くぎ等により手足を負傷する災害、滑り、つまずきによる災害及び物の飛来等による災害を防止するため有効な手袋、安全、保護帽等の保護具を定期的に点検し安全な状態を保つよう十分整備するほか、[1]破砕機内での作業、焼却灰を取り扱う作業等粉じんを発生する作業に従事する労働者に使用させる呼吸用保護具、[2]ごみ焼却場における炉前作業に従事する労働者に使用させる保護眼鏡、保護帽、保護衣等、[3]酸素欠乏危険作業に従事する労働者に使用させる空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク（以下「空気呼吸器等」という。）、[4]騒音レベルの高い場所における作業に従事する労働者に使用させる耳その他の保護具等の目的に応じた適切な保護具及び器具を備え付けること。

3 衛生関係施設の整備

ごみ処理施設、し尿処理施設等の作業場にあつては、

(1) 作業場外に心身の疲労の回復を図るための休憩の設備を設けること。

(2) 常時50人以上又は常時女子30人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる男女別の休養室又は休養所（安衛則第618条）を設けること。

(3) 食堂（安衛則第629条、630条）を設けること。

(4) 適切な洗面所、うがいの設備、更衣所、洗濯の設備（安衛則第625条）、男女別の便所（安衛則第628条）、被服の乾燥設備（安衛則第626条）を設けること。